平成２４年（フ）第４１号
福島市清明町１番10号ロイヤルレジデンス３号棟703号室
債務者　須田　　大
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　福島地方裁判所

平成２４年（フ）第９４号
茨城県那珂郡東海村大字村松2649番地21
債務者　佐藤　玲一
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１００号
茨城県水戸市石川３丁目2067番地　プレッソＡＫＡＴＳＵＫＡ101号
債務者　鈴木　　實
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１１０号
茨城県常陸大宮市田子内町3220番地の２
債務者　浅川　　淳
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１１８号
茨城県鉾田市徳宿3107番地13
債務者　堀田　　真
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３１号
茨城県桜川市鍬田522―１　市営鍬田住宅１－２－７号、住民票上の住所埼玉県春日部市増富670番地13
債務者　大久保陽子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３６号
茨城県水戸市千波町1391―４　石井ハイツ101号、住民票上の住所茨城県水戸市東赤塚2208番地
債務者　七字　清志
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３９号
茨城県水戸市若宮１丁目７番24棟302号　県営若宮アパート
債務者　豊田　由美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６８号
茨城県つくば市高見原１丁目３番地17　グリーンハイツ高見原105号
債務者　熊田　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６８号
山梨県甲府市城東２丁目３番17号
債務者　青柳　岳久
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
山梨県韮崎市本町２丁目11番29号　フォーブル中村201
債務者　東田　和雄
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８７号
山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原496番地１　コーポＹＭＴ102号
債務者　河西　雄一
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８９号
山梨県笛吹市石和町唐柏474番地５
債務者　降矢　　豊
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９４号
山梨県甲府市高畑３丁目６番３号　島田住宅
債務者　赤座　弘子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７５号
岐阜県瑞穂市稲里654番地１
債務者　鹿野　正子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３２号
岐阜県美濃加茂市西町７丁目173番地サンコーポラス境松２―201、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市本郷町８丁目３番25号
債務者　土屋　貞子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第３４号
岐阜県可児市下恵土131番地グリーンビレッジ可児Ａ―102
債務者　田巻　直龍
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部